## 第4期愛知県障害福祉計画

(案)

平成27年3月



				目	次
笙	1章	<u>.</u>	計画策定の趣旨		1
~,	•	-			1
第	2章				2
	1				2
	2	計	·画の基本的考え方		
	3	計	·画期間······		
	4				••••••4
	5	X	.域の設定		4
笜	3章	<u>.</u>			6
স	5 平 1		<b>5</b> 500000000000000000000000000000000000		
	2				
	(1)	•••			
	(2)		知的隨害者(手帳所持者)	の状況	。 9
	(3)	)	精神障害者の状況・・・・・・・		·····9 ·····10
	(4)		発達障害・難病のある人の	状況	
	3	障	害福祉サービスの利用状況		
	(1)		在宅サービス		
		P	在宅サービス利用状況 …		
		イ	障害保健福祉圈域別在宅	サービスの利	用状況13
	(2)	)			
		P			
		イ			》状況15
	(3)	)	居住系サービス	•••••	
		P			
		1	障害保健福祉圈域別居住	系サービスの	状況16
笜	4章	<u>.</u>	地域生活我行についての成	甲日堙の設守	と取組施策
স	+ <del>+</del> 1				
	(1)		第1期 第2期及7V第3期	計画の評価・	
	(2)		ア 成果目標の設定		
	(_/				; ·····19
	(3)	)	目標達成のために必要と考	えられる施策	ā ······20
	(4)		本計画期間の取組		
	2	入	院中の精神障害者の地域生	活への移行・	
	(1)		第1期、第2期及び第3期	計画の評価・	
	(2)	)	成果目標の設定		
	(3)	)			£
	(4)				
	3	地			
	(1)	)			
	(2)				
	4	福	祉施設から一般就労への移	行	

(1)	第1期、第2期及び第3期計画の評価
(2)	
(3)	
(4)	
(1)	不可回为问》"从他 04
第5章	□ 障害児支援体制の整備
ло <sub>+</sub>	児童発達支援センターを中心とした児童発達支援事業の充実
$\frac{1}{2}$	重症心身障害児者に対する支援体制の整備
2 3	室知県心身障害者コロニーの再編整備41
	愛知県心身障害有コロニーの再編整備 発達障害のある子どもの支援体制の充実43
4	発達障害のある子ともの又後体制の元美43 経済的負担の軽減43
5	経済的負担の軽減43
ケート	
第6章	
1	訪問系サービス
(1)	第1期、第2期及び第3期計画の評価
(2)	サービス見込量
(3)	サービスの確保策
2	日中活動系サービス
(1)	第1期、第2期及び第3期計画の評価47
(2)	サービス見込量
	ア 生活介護48
	イ 自立訓練(機能訓練)48
	ウ 自立訓練(生活訓練)
	エ 就労移行支援
	オ 就労継続支援(A型)
	カ 就労継続支援(B型)
	キ 療養介護
	ク 短期入所(ショートステイ)
(3)	サービスの確保策
3	居住系サービス
(1)	第1期、第2期及び第3期計画の評価
(2)	サービス見込量
	ア 共同生活援助(グループホーム)
	イ 施設入所支援
(3)	- 「た成八八文後
	相談支援
4	1100×26 第1期、第2期及び第3期計画の評価 ······59
(1)	
(2)	サービス見込量
	ア 計画相談支援60
	イ 地域移行支援
	ウ 地域定着支援
(3)	サービスの確保策
5	発達障害・難病のある人のサービス利用64
6	障害児支援サービス64
(1)	サービス見込量64
	ア 児童発達支援

1	医療型児童発達支援	
ŕ	7 放課後等デイサービス	$\cdots \cdots 65$
L	- 保育所等訪問支援	
オ	- 障害児相談支援	
ナ	福祉型障害児入所支援	
7		
(2) 4	トービスの確保策	69
7 京	学为支援	
	音客保健福祉圏域の現状とサービス見込量(ビジョン)	
(1)	置域単位での地域特性及び課題	
(2)	平成 29 年度末までに不足するサービスの基盤整備	
(3)	各圏域の現状と今後のサービス見込量	
(0) ア	名古屋圏域	
, イ	- 1 1 全 固 飒 海部 圏 域 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
イ ウ	尾張中部圏域	
リエ	尾張中即圖域 尾張東部圏域	
エオ	尾張和圖域 ————————————————————————————————————	-
	尾張四部圏域	
力	尾辰北部圈域····································	
キ		
ク	西三河北部圏域	
ケ	西三河南部東圏域	
コ	西三河南部西圈域	
サ	東三河北部圏域	
シ	東三河南部圏域	
·		
シ 第7章	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する	者の
·	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の	者の ために
第7章	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置	者の ために 100
<b>第7章</b> 1 寸	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	者の ために 100 100
<b>第7章</b> 1 寸	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	者の ために 100 100
<b>第7章</b> 1 寸	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置	者の ために 100 100
<b>第7章</b> 1 寸	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	者の ために 100 100 101 101
第7章 1 サ 2 サ 3 隆 第8章	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置 ービス提供に係る人材の育成 ービス提供事業者に対する第三者評価 のある人の権利擁護 県の地域生活支援事業の実施に関する事項	者の ために ・・・・・・100 ・・・・・100 ・・・・・101 ・・・・・101
第7章 1 サ 2 サ 3 隆 第8章	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	者の ために 100 100 101 101 104
第7章 1 サ 2 サ 3 隆 第8章	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置 ービス提供に係る人材の育成 ービス提供事業者に対する第三者評価 のある人の権利擁護 県の地域生活支援事業の実施に関する事項	者の ために 100 100 101 101 104
第7章 1 サ 2 サ 3 隆 第8章 1 東	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	者の ために 100 100 101 101 101 104 104 104
第7章 1 寸 2 寸 3 隆 第8章 1 専 (1)	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置 ービス提供に係る人材の育成 ービス提供事業者に対する第三者評価 まのある人の権利擁護 <b>県の地域生活支援事業の実施に関する事項</b> 門性の高い相談支援事業 発達障害者支援センター運営事業	者の ために ・・・・・・100 ・・・・・100 ・・・・・100 ・・・・・101 ・・・・・101 ・・・・・104 ・・・・・104 ・・・・・・104 ・・・・・・104
第7章 1 寸 2 寸 3 匯 <b>第8章</b> 1 専 (1) (2)	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置 ービス提供に係る人材の育成 ービス提供事業者に対する第三者評価 そこのある人の権利擁護 朝の地域生活支援事業の実施に関する事項 で同性の高い相談支援事業 発達障害者支援センター運営事業 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 障害児等療育支援事業	者の ために 100 100 101 101 101 104 104 104 105 106
第7章 1 寸 2 寸 3 曜 1 項 (1) (2) (3) (4)	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	者の ために 100 100 101 101 104 104 104 105 106
第7章 1 寸 2 寸 3 曜 1 項 (1) (2) (3) (4)	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置 ービス提供に係る人材の育成 ービス提供事業者に対する第三者評価 のある人の権利擁護 <b>県の地域生活支援事業の実施に関する事項</b> 門性の高い相談支援事業 発達障害者支援センター運営事業 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 障害児等療育支援事業 障害者就業・生活支援センター運営事業	者の ために 100 100 101 101 101 104 104 104 105 106 106 106 107
第7章 1 寸 2 寸 3 陸 第8章 1 専 (1) (2) (3) (4) 2 広	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置 ービス提供事業者に対する第三者評価 っビス提供事業者に対する第三者評価 害のある人の権利擁護 <b>県の地域生活支援事業の実施に関する事項</b> 門性の高い相談支援事業 発達障害者支援センター運営事業 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 障害児等療育支援事業 障害者就業・生活支援センター運営事業 に対する支援普及事業	者の ために 
第7章 1 寸 2 寸 3 陸 1 (1) (2) (3) (4) 2 应 (1) (2)	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置 ービス提供事業者に対する第三者評価 ービス提供事業者に対する第三者評価 のある人の権利擁護 <b>県の地域生活支援事業の実施に関する事項</b> 門性の高い相談支援事業 発達障害者支援センター運営事業 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 障害児等療育支援事業 障害名就業・生活支援センター運営事業 結業、生活支援センター運営事業 指 準	者の ために 100 100 101 101 101 101 104 104 104 105 106 106 106 107 107 107
第7章 1 2 3 3 <b>第8章</b> (1) (2) (3) (4) 2 (1) (2) 3 3 4	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置 ービス提供に係る人材の育成 ービス提供事業者に対する第三者評価 ービス提供事業者に対する第三者評価 のある人の権利擁護 <b>県の地域生活支援事業の実施に関する事項</b> 門性の高い相談支援事業 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 障害名就業・生活支援センター運営事業 障害者就業・生活支援センター運営事業 でする支援事業 に対ける支援事業 でする支援事業 に対ける支援事業 に対ける支援事業	者の ために 
第7章 1 寸 2 寸 3 陸 第8章 1 嘻 (1) (2) (3) (4) 2 应 (1) (2) 3 嘻 (1)	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置 ービス提供事業者に対する第三者評価 ービス提供事業者に対する第三者評価 ービス提供事業者に対する第三者評価 のある人の権利擁護 <b>県の地域生活支援事業の実施に関する事項</b> 門性の高い相談支援事業 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 障害者就業・生活支援センター運営事業 障害者就業・生活支援センター運営事業 「域的な支援事業 相談支援体制整備事業 精神障害者地域生活支援広域調整等事業 行時性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣	者の ために 
第7章 1 寸 2 寸 3 障 第8章 (1) (2) (3) (4) 2 应 (1) (2) 3 専 (1) (2)	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置 ービス提供に係る人材の育成 ービス提供事業者に対する第三者評価 このある人の権利擁護 <b>県の地域生活支援事業の実施に関する事項</b> 門性の高い相談支援事業 発達障害者支援センター運営事業 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 障害者就業・生活支援センター運営事業 に対する支援普及事業 同書者就業・生活支援をシター運営事業 相談支援体制整備事業 精神障害者地域生活支援広域調整等事業 に関せの高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣 手話通訳者養成研修事業	者の ために 
第7章 1 寸 2 寸 3 陸 第8章 1 嘻 (1) (2) (3) (4) 2 应 (1) (2) 3 嘻 (1)	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置 ービス提供事業者に対する第三者評価 ービス提供事業者に対する第三者評価 ービス提供事業者に対する第三者評価 のある人の権利擁護 <b>県の地域生活支援事業の実施に関する事項</b> 門性の高い相談支援事業 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 障害者就業・生活支援センター運営事業 障害者就業・生活支援センター運営事業 「域的な支援事業 相談支援体制整備事業 精神障害者地域生活支援広域調整等事業 行時性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣	者の ために 

(5)	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業109				
(6)	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業109				
(7)	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業109				
4 人	、材育成等その他の事業				
(1)	障害支援区分認定調查員等研修事業				
(2)	相談支援従事者等研修事業				
(3)	サービス管理責任者等研修事業				
(4)	身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業				
(5)	視聴覚障害者情報提供施設運営事業				
(6)	盲人ホーム事業				
(7)	障害者社会参加促進事業				
ア	情報支援等事業				
イ	障害者 IT 総合推進事業				
ウ	生活訓練事業				
工	身体障害者補助犬育成事業				
オ	社会参加促進事業				
カ	スポーツ振興事業				
キ	障害者芸術活動参加促進事業				
第9章	計画の推進				
ਸ=∓∓=	的一覧				
一方 おおひ 第 4 単	的一員				
- 第4 - 新夏加宗障害福祉計画來足性過					
タルケ	$\Gamma$ 中口 他 水 宙 哦 五 $122$				